

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0177600079)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業の目的と運営方針
2. 事業所の内容
3. サービス内容
4. 利用料金
5. サービス利用に当たっての留意事項
6. 非常災害対策
7. 緊急時の対応
8. 事故発生時の対応
9. 守秘義務に関する対応
10. 利用者の尊厳
11. 身体拘束の禁止
12. 苦情相談窓口
13. 協力医療機関
14. 損害賠償について

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	厚田みよし園短期入所生活介護事業所
指定番号	第0177600079
所在地	北海道石狩市厚田区厚田189番地1
管理者の氏名	渡辺 教円
電話番号	0133-78-2111
FAX番号	0133-78-2113
サービスを提供する地域	石狩市

(2) 施設の概要

居室・設備の種類	室数	備考
◇ 居室 4人部屋 2人部屋	1室 1室	洗面台・床頭台・ロッカー・受信電話・ナースコール・
◇ 食堂	1室	(入所利用者と一緒に食べていただきます)
◇ 機能訓練室	1室	[主な設置機器] 歩行訓練用平行棒、昇降訓練用階段
◇ 浴室	2室	(一般浴、機械浴)
◇ 医務室	1室	

(3) 職員の配置状況

職種	職務内容	人数(常勤、非常勤)
1. 事業所長(施設長)	業務の一元的な管理	1(1)
2. 介護職員	介護業務	33(24、9)
3. 生活相談員	生活相談及び指導	3(3)
4. 看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	3(3)
5. 機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1(1)
6. 介護支援専門員	施設介護サービス計画の作成	3(3)
7. 医師	健康管理及び療養上の指導	1(0、1)
8. 管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1(1)

(4) 勤務時間 (土日祝祭日及び年末年始は異なります。)

職種	勤務体制
医師	毎週月曜日 13:00~15:30
施設長・生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士	日勤
介護職員	早出: 4名 日勤: 7名 遅番: 3名 夜勤: 3名
看護職員	日勤: 3名

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

- ・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

③ 入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④ 介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本にご家族に対応いただきます。但し、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

(2) その他のサービス

① 理美容

毎月、理容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出てください。

また、美容ボランティアが4カ月に1度来園します。

(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。

③ レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) サービス利用料金（1日）

平成27年8月1日現在

サービス内容略称		金額	備考
基本サービス	予防併設短期生活Ⅱ1（要支援1）	438円	要介護度の変更や介護保険法の改正により変化することがあります
	予防併設短期生活Ⅱ2（要支援2）	539円	
	併設短期生活Ⅱ1（要介護1）	599円	
	併設短期生活Ⅱ2（要介護2）	666円	
	併設短期生活Ⅱ3（要介護3）	734円	
	併設短期生活Ⅱ4（要介護4）	801円	
	併設短期生活Ⅱ5（要介護5）	866円	
加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	18円	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上である。
	夜勤職員配置加算	13円	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準より1を加えた数以上配置（要支援の方は算定しません）
	機能訓練体制加算（Ⅰ）	12円	機能訓練指導員を配置している場合
	送迎加算	184円	園で送迎した場合（片道）
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定。※（介護予防）短期入所生活介護の加算率は3.3%
食事に係る負担（1日の食事代金）			
	被保険者第1段階	300円	老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
	被保険者第2段階	390円	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所持金の合計が80万円以下の方
	被保険者第3段階	650円	市町村民税非課税世帯で第2段階以外の方
	被保険者第4段階以上	1,380円	上記以外の方。（課税世帯の方等）
			朝食 380円
			昼食 600円
			夕食 400円
居住に係る自己負担額（1日の居室代金）			
	被保険者第1段階	0円	老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
	被保険者第2段階	370円	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所持金の合計が80万円以下の方
	被保険者第3段階	370円	市町村民税非課税世帯で第2段階以外の方

被保険者第4段階以上

840円

上記以外の方。(課税世帯の方)

☆社会福祉法人利用者負担限度額制度について

上記料金の他に基本料+食費+居住費の4分の1が減免されます。詳しくはお問合せ下さい。

(2) 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者の選択により外食、注文食、行事食など(1) に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

(3) テレビ使用 テレビをご持参されご覧いただけますが、電気使用料として1日50円徴収させていただきます。

(4) 理美容代 実費となります。(理美容事業者へ直接お支払いください。)

(5) 日常生活上必要となる諸費用実費

個人の日用品(ティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉、タオルなど)は、原則として利用者又は家族で用意していただきますが、施設の在庫を提供したものについてはその実費をご負担願います。利用料とあわせて請求させていただきます。

・ティッシュの実費 1箱 100円

(6) キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

- ・利用前日までに利用中止のご連絡頂いた場合 無料
- ・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合(連絡のない場合を含む) 当日の食費分

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

なお、その状況については速やかに身元引受人・関係機関にご連絡いたします。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付責任者 [園長] 渡辺 教円

○苦情受付窓口 [主任生活相談員] 中島 浩之

[介護支援専門員主任・生活相談員] 山口 聡

○受付時間 [介護支援専門員・生活相談員] 大井よしみ
9:00～17:30

また、苦情受付ボックスをロビー及び各棟に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

厚田保健センター内 地域包括支援センター	所在地 電話番号 受付時間	石狩市厚田区厚田 0133-78-1030 9:00～17:15(月曜日～金曜日)
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	札幌市中央区南2条西14丁目 011-231-5161 9:00～17:15(月曜日～金曜日)
北海道社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 011-271-3878 9:00～17:15(月曜日～金曜日)
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 011-204-6310 9:00～17:15(月曜日～金曜日)

13. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただいております。

・協力医療機関

- ・名称 社会医療法人 鳩仁会 札幌中央病院
札幌市中央区南9条西10丁目
- ・名称 北海道医療大学訪問診療科
石狩郡当別町金沢1757

14. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

平成 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 石狩市厚田区厚田189番地1
事業所名 厚田みよし園短期入所生活介護事業所
指定番号 第0177600079

説明者職名 説明者 印

平成 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者（ご本人）>

住所 _____

氏名 _____ 印

<利用者代理人>

住所 _____

氏名 _____ 印（続柄 _____）